

令和7年4月1日採用

社会福祉法人豊川市社会福祉協議会職員採用候補者試験要綱

令和6年6月

豊川市社会福祉協議会職員採用候補者試験を次のとおり実施します。

1 採用予定職種・人員及び受験資格

職 種	人 員	受 験 資 格
事務員 (事務及び 相談業務)	合わせて 3名程度	平成8年4月2日以降に生まれた方で4年制大学を卒業した方、または令和7年3月31日までに卒業する見込みの方
社会福祉士		昭和60年4月2日以降に生まれた方で社会福祉士資格を有する方（令和7年3月31日までに取得見込みの方を含む）
保健師		昭和60年4月2日以降に生まれた方で保健師資格を有する方（令和7年3月31日までに取得見込みの方を含む）

注(1) 次のいずれかに該当する方は受験できません。

- ① 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(2) 各職種について、自力により通勤ができ、かつ介護者なしで職務遂行が可能な方であれば障害のある方も応募できます。なお、適性検査・教養試験は、活字印刷による出題、口頭試問及びCD音声により実施します。車椅子の使用等、身体等の事情により特に配慮が必要となる場合は、事前に相談してください。

(3) 普通自動車運転免許（AT限定可）を有し、実際に運転できる方とします。

2 試験の内容

(1) 第1次試験

種 目	内 容
教養試験	職員として必要な一般的知識及び知能についての筆記試験 (文書読解力、数的能力、推理判断能力、人文・社会、自然に関する一般知識、基礎英語)
適性検査	職員として職務遂行上必要な素質・性格の検査
書類審査	試験申込書の内容等

(2) 第2次試験

面接試験	主として人物についての面接による口述試験
------	----------------------

3 試験の日時及び場所

第1次試験	令和6年9月7日(土) 午前8時30分から午後1時まで、豊川市社会福祉会館「ウイズ豊川」で実施します。
第2次試験	令和6年9月26日(木)に豊川市社会福祉会館「ウイズ豊川」で実施予定です。詳細は、第1次試験合格者に通知します。

4 受験手続

申込先	社会福祉法人豊川市社会福祉協議会総務課(豊川市社会福祉会館1階) 豊川市諏訪3丁目242番地(〒442-0068) 電話 0533-83-5211
申込手続	(1) 提出書類(下記参照)については、必要事項を自書した試験申込書と関係書類を封筒(角形2号)に入れ、「職員採用試験申込」と朱書きし、提出してください。(郵送可) (2) 申込書は豊川市社会福祉会館「ウイズ豊川」で配付しています。インターネット上で申込書等の用紙をプリントアウトして申し込むことも可能です。申込書は <u>自筆で必要事項を記入</u> して提出してください。
提出書類	(1) 豊川市社会福祉協議会職員採用候補者試験申込書 <u>※必ず受験する職種を選択してください。</u> (2) 写真(最近3か月以内に撮影した上半身脱帽正面向きのもの。申込書に貼り、提出すること。写真の大きさは、縦4.5cm×横3.5cm) (3) 社会福祉士・保健師の資格証(写)、社会福祉士・保健師資格取得見込みの方は、受験資格取得見込証明書 (4) 最終学校の成績(単位修得)証明書及び卒業証明書(または見込書)
受付期間	<u>令和6年7月22日(月)から令和6年8月30日(金)まで(必着)</u>
注意事項	申込書・提出書類に不備、不足等があると受付ができませんので、十分注意してください。

5 給与・勤務条件

(1) 採用時期

令和7年4月1日

(2) 初任給（令和7年4月1日現在の見込額。下記金額には地域手当を含みます。ただし、給与制度の改正により、変更することがあります。）

大学卒 214,544円

※ 初任給は、最終学歴、職務経験の内容及び期間に応じて加算されます。

（例）年齢27歳、大卒で職務経験が5年ある場合 234,154円

(3) 職員手当

社会福祉法人豊川市社会福祉協議会職員給与等支給規程に基づき、扶養手当、地域手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等をそれぞれの支給条件に応じて支給します。

(4) 休日・休暇・勤務時間

① 休日

土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始。ただし勤務場所によっては変則勤務があります。

② 年次休暇

1年度（4月から3月まで）に20日

③ 特別休暇

慶弔休暇・夏季休暇・結婚休暇・ボランティア休暇・産前産後休暇など

④ 勤務時間

午前8時30分から午後5時15分まで

6 職務内容

社会福祉協議会職員としての業務（地域福祉の推進に関する業務、高齢者・障害者等の相談支援業務、団体事務、施設管理、会計・経理事務、法人運営事務など）

7 その他

(1) 申込受付後、試験申込書その他の一切の書類はお返ししません。

(2) 申込書等の記載事項について虚偽の記載等があった場合には、合格を取り消します。

(3) 資格免許を取得見込みの方は、取得できなかった場合は合格を取り消す場合があります。

(4) 試験当日は、必ず受験票を持参してください。

(5) 駐車台数が限られています。受験の際は、徒歩、自転車または公共交通機関を利用してください。

(6) その他不明な点は、豊川市社会福祉協議会総務課総務係までお問い合わせください。

【試験会場案内図】



【問い合わせ先】

社会福祉法人豊川市社会福祉協議会総務課総務係
豊川市諏訪3丁目242番地

(豊川市社会福社会館内)

電話 0533-83-5211

E-mail: t-shakyo@toyokawa-shakyo.or.jp

<https://www.toyokawa-shakyo.or.jp/>



携帯電話機等で読み取れば簡単に本
会ホームページのトップページにア
クセスできるようになります。